

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和8年7月3日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 入札に付する事項

- (1) 件名 徳島市中央卸売市場再整備調査検討業務
- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 公告日において、徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の有資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱及び徳島市物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去5年間に、卸売市場の再整備に係る調査、将来構想及び整備計画などの業務における受託実績があること。
- (7) 次のアからウに該当する者を各1名以上配置できること。ただし、公告日において3か月以上の直接雇用の関係にある常勤者であること。
 - ア 卸売市場の将来構想及び整備計画を作成した実績のある者（以下、「業務担当者」とする）であること。

※業務担当者は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有すること。また、各検討項目の専門性に応じて業務担当者を配置し、効率的な検討や徳島市と受託者との連絡体制を確立すること。
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であること。

ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する「建設部門（都市及び地方計画）」の科目に合格し、同法による登録を受けている者（以下、「技術士」とする）であること。

3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 入札参加資格に関する誓約書（様式2）
- (3) 一級建築士・技術士及び業務担当者配置計画書（様式3）

次の書類を添付資料として提出すること。

ア 一級建築士・技術士の資格を証する書類の写し

イ 一級建築士・技術士及び業務担当者に係る雇用契約書の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等、雇用期間を証明できる資料を添付すること。

※ 個人の住所等についてはマスキングし提出すること。

- (4) 業務履行実績表（様式4）

業務実績として次の書類を提出すること。

業務委託契約書の写し等、業務内容を確認できる資料

4 契約条項を示す場所及び仕様書等の入手方法

この入札に係る仕様書及び様式等の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間

公告日から令和8年7月22日（水）17時00分まで

- (2) 交付方法

徳島市のホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>)

5 質問書の提出・回答方法

この入札に関する質問は、令和8年7月8日（水）17時00分までに、質問書（様式5）に必要事項を記載し、当該様式に記載の宛先に電子メールにより送信した上、電子メール到着確認の電話連絡（令和8年7月5日（日）を除く8時30分から17時00分までの間に限る。）をすること。電話又は持参による質問など、電子メール以外の手段による質問は受付しない。

なお、質問の内容について不明な点がある場合には、担当部局から電話で問い合わせることがあるため、その旨を留意すること。

6 質問に対する回答

この入札に関する質問に対する回答は次のとおりとする。

(1) 回答期限

令和8年7月15日（水）

(2) 回答方法

以下徳島市のホームページに掲載する（質問者の名称等については公表しない）。

(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>)

7 入札担当部局

(1) 部局名

徳島市 経済部 中央卸売市場 施設課

(2) 窓口の場所

徳島市北沖洲4丁目1-38 中央卸売市場 管理事務所

(3) 電話番号

088-628-2761

(4) メールアドレス

ichiba@mb.pikara.ne.jp

8 入札参加手続等

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出（様式1～様式4）

ア 提出期限 令和8年7月22日（水）17時00分まで

イ 提出場所 徳島市北沖洲4丁目1-38

徳島市中央卸売市場 管理事務所

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(2) 参加資格の確認等

入札参加資格の確認の結果は、令和8年7月31日（金）までに、入札参加資格確認申請者の担当者宛てに電話又は電子メール等により連絡する。別途、当該結果について記載した文書を郵送するが、入札時に当該文書の持参は要しない。

9 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 徳島市北沖洲4丁目1-38

徳島市中央卸売市場 青果棟2階 大会議室

(2) 日時 令和8年8月7日（金） 13時00分

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

「9」に示す場所及び日時において、入札箱に入札書を投函する方法とする。その他の方法（電子メール、郵便、FAX など）による入札書の提出は認めない。

(2) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約期間中における総価とする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 再入札（再度入札）

開札の結果、全ての入札が予定価格の制限に達しないときは、その場で直ちに再入札を行う。2回の再入札を実施しても落札者が決定しないときは、入札価格の最低者と協議を実施する。

11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、徳島市契約規則第8条第2号の規定により免除する。

契約保証金は、徳島市契約規則第31条第9号の規定により免除する。

12 契約に関すること

(1) 契約書の作成の要否 要

落札者は入札後速やかに徳島市と契約書を作成する。

(2) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市の指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、この契約を締結しないこととする。

(3) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、この契約を締結しないこととする。

13 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

(1) 徳島市契約規則第13条各号のいずれかに該当するもの、入札説明書で定める事項に違反するもの及び入札書又は委任状に不備があるものに係る入札は無効とする。

(2) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、地方自治法施行令第167

条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者、徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けている者又は徳島市の指名停止若しくは指名回避の措置を受けている者のした入札は無効とする。

1.4 支払い方法

業務委託費用は年度ごとの支払いとする。

令和8年度の業務中間完了検査後に契約金額の3割を上限として支払う。なお、令和8年度の成果品については、契約締結時に徳島市と協議するものとし、受託者は令和8年度末に業務報告書を徳島市に提出することとする。

令和9年度は業務完了検査後に支払うこととする。ただし、令和9年度予算が成立しなかった場合は別紙仕様書「6・(3)」のとおりとする。

1.5 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合には契約を解除することができる。
- (2) 契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 提出された申請書類は、一般競争入札以外に使用しない。
- (5) 提出された申請書類は返却しない。
- (6) 入札を辞退する場合は入札辞退届（様式6）を入札日までに提出すること。

以上